

## 報 道 資 料

令和6年2月13日

県土マネジメント部地域デザイン推進局

建築安全推進課監察係 久保、南

直通電話：0742-27-7564(県庁内線：64336)

### 虚偽申請により建築士事務所登録を受けた者に対する 建築士法違反による告発について

令和5年11月29日、奈良県知事の登録を受けている建築士事務所の経営者が、奈良地方検察庁により詐欺等の疑いで逮捕されたとの報道を受け、その建築士事務所を調査した結果、建築士法違反（虚偽・不正事務所登録）の疑いが判明しましたので、本日、下記の者を奈良地方検察庁に告発しました。

#### 1 被告発人

本店所在地 奈良県大和高田市三和町2番41号  
商 号 株式会社プラス設計（代表取締役 中登 成光）  
  
住 居 奈良県大和高田市本郷町12番22号  
氏 名 中登 成光（59歳）

#### 2 告発事実の概要

株式会社プラス設計は、建築の設計及び施工監理等を営む事業者であり、中登成光は同社の代表取締役である。

前記中登は、建築士事務所を管理する専任の一級建築士（管理建築士）がいないのに、所属しているように装って建築士事務所の登録を受けるため、令和3年1月、本県に内容虚偽の建築士事務所登録申請書を提出し、同年3月1日、虚偽の事実に基づき建築士事務所登録を受けた。

#### 3 罪名及び適用法条等

罪 名：建築士法違反  
罰 条：建築士法第37条第8号（虚偽・不正事務所登録）  
同法第42条（両罰規定）  
罰 則：1年以下の懲役又は100万以下の罰金

#### 4 告発の事由

被告発人は、既に奈良地方検察庁より詐欺等の疑いで起訴されていること、虚偽の事実により建築士事務所の登録を受けたことに加え、長期にわたり不正に建築士事務所を運営していた疑いがあることから、悪質性の高いものと認められ、厳罰を求めて告発するもの。